

「神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則」の概要

1 改正の理由

自然公園法施行規則（昭和32年10月11日厚生省令第41号）が一部改正され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、引用する条項の項ずれが生じたことから、神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和24年11月4日規則第87号）を一部改正する。

2 改正内容

第2条第2項第4号中「第9条の2第1号」を「第9条の12第1号」に改める。

第2条第2項第4号イ中「第9条の2第2号」を「第9条の12第2号」に改める。

3 施行期日

令和4年5月10日（公布日）